

公益社団法人日本糖尿病協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本糖尿病協会（以下「本協会」という。）と称する。（英文名 Japan Association for Diabetes Education and Care, 略称 JADEC とする。）

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本協会は、糖尿病に関する正しい知識の普及啓発、糖尿病に関する調査研究を行うとともに、その総合的成果を広く一般へ周知徹底を図り、予防活動を行うことにより、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 糖尿病に関するアドボカシー活動の啓発と実践
- (2) 糖尿病の予防及び治療に関する知識の普及啓発
- (3) 糖尿病の予防及び治療に関する調査・研究
- (4) 糖尿病に関する海外関連団体との連携
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦および海外にて行うものとする。

(連携)

第5条 本協会は、地域における円滑な事業運営のために、各都道府県糖尿病協会と連携して事業を行う。

(事業年度)

第6条 本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第2章 会員及び代議員

(種別)

第7条 本協会の会員は次の4種類とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人ならびに団体。
- (3) 名誉会員 本協会に功労があった者または学識経験者の中から推戴し総会において承認された者。

- (4) 優良模範会員 80歳以上で糖尿病歴20年以上かつ本協会会員歴20年以上の者の中から推戴し総会において承認された者。

(入会)

第8条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める所定の入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

(会費)

第9条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の会費についてはその2分の1以上は公益目的事業のために充当するものとする。

3 名誉会員および優良模範会員は会費の納入を不要とする。

(退会)

第10条 会員は、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会において総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。

(4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対して、除名した旨の通知をするものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 6ヶ月以上会費を納入しないとき

(2) 総代議員の同意があったとき。

(3) 被後見開始又は被保佐開始の審判を受けたことを確認したとき。

(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したことを確認したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が、第12条の規定によりその資格を喪失したときは本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(代議員等)

- 第14条 本協会は、概ね正会員500人に1人の割合を持って選出された代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
- 2 代議員を選出するため、代議員選挙規則に定める選挙区ごとに正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙規則は理事会において定める。
 - 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
 - 4 第2項の代議員選挙において、すべての正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 5 第2項の代議員選挙は、4年に1度、3月末日までに行うこととし、代議員の任期は、選任の4年後の3月末日までとする。ただし、代議員は第12条の規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。
 - 6 代議員が総会決議の取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は地位を失わない。ただし当該代議員は役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。
 - 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 - 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときはその旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
 - 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に本協会に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項の権利(書面による議決権行使記録の閲覧等)
 - (6) 法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
 - (7) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

- (8) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧の閲覧等）
- 10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は法人法第112条が規定する全代議員の同意ではなく、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。
- 11 第1項により選任された代議員の名簿を法人法上の社員名簿とする。

第3章 総会

（種類）

第15条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（構成及び議決権の数）

第16条 総会は、第14条第1項による代議員をもって構成する。

- 2 代議員は総会において、各1個の議決権を有する。

（権限）

第17条 総会は、法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議することができる。

- 2 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任および解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定またはその規則
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告および決算の承認
- (5) 入会の基準ならびに会費等の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金ならびに重要な財産の処分または譲り受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与および残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項。

- 3 前項の規定にかかわらず、個々の総会は、第19条第3項の書面に記載した目的である事項以外の事項については決議をすることができない。

（開催）

第18条 定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき

(2) 総代議員の議決権の10分の1以上を有する代議員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき

(3) 前項の規定による請求をした代議員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

(招集)

第19条 総会は、前条第2項第3号の規定により代議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、理事会（前条第2項第3号の規定により代議員が招集する場合には、当該代議員）は、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない代議員が書面によって議決権を行使できることとするときは、その旨

(4) 総会に出席しない代議員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) その他法令で定める事項

4 理事長（前条第2項第3号の規定により代議員が招集する場合にあっては、当該代議員）は、総会の日の1週間前までに、代議員に対して前項各号に掲げる事項を掲載した書面をもって、通知を発しなければならない。ただし、前号第3号又は4号に掲げる事項を定めた場合には、総会の日の2週間前までに、当該事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

5 理事長（前条第2項第3号の規定により代議員が招集する場合にあっては、当該代議員）は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、代議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

6 前5項の規定にかかわらず、総会は、代議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。ただし、第3項第3号又は4号に掲げる事項を定めた場合には、招集の手続きを省略することができない。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席代議員の中から選出する。

(定足数)

第21条 総会はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第22条 総会の決議は、法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって決する。

（議決権の代理行使）

第23条 総会に出席できない代議員は、代理人によって総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとに提出しなければならない。

3 第1項の代議員または代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、本協会の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。この場合において当該代議員または代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（書面による議決権の行使）

第24条 書面により議決権を行使できる場合には、代議員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

（電磁的方法による議決権の行使）

第25条 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、代議員は、政令で定めるところにより、本協会の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本協会に提出して行う。

2 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

（総会の決議等の省略）

第26条 理事又は代議員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会への報告の省略）

第27条 理事長が代議員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（総会議事運営規則）

第29条 総会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会議事運営規則によるものとする。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第30条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上35人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、8名以内を法人法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事および業務執行理事は理事会の決議によって選定する。

3 前項で選定された代表理事を理事長とする。

4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務および権限)

第32条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会が別に定める職務権限規則により、本協会の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

(1) 理事の職務の執行を監査する。

(2) 本協会の業務及び財産の状況を監査する。

(3) 理事会に出席し、必要があるときは意見を述べる。

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- (5) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求する。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会を招集する。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告する。
- (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の在任期間とする。
 - 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
 - 5 この定款で定めた役員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第35条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第36条 役員には報酬を支給することができる。この場合の支給基準については、総会の決議を経て定める。
- 2 役員にはその職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、総会の決議を経て定める。

- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬規則及び役員等の費用弁償規則による。

(競業および利益相反取引の制限)

第37条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本協会と取引しようとするとき。

(3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

- 3 前2項の取り扱いについては第49条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第38条 本協会は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第39条 本協会に、顧問を10人まで置くことができる。

- 2 顧問は、本協会に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。

- 4 顧問には報酬を支給することができる。また、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。これらの支給基準は役員に準ずるものとする。

第5章 理事会

(設置)

第40条 本協会に理事会を設置する。

- 2 理事会は全ての理事で組織する。

(権限)

第41条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 本協会の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第38条に定める役員等の責任の免除

(種類及び開催)

第42条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 第33条第5号の規定により、監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第43条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合、又は第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集する者は、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第45条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第47条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第48条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録が書面をもって作成されているときは、理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法務省令で定める署名又は押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会議事運営規則)

第50条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会議事運営規則によるものとする。

第6章 組織

(支部)

第51条 本協会は、事業の円滑な推進を図るため必要があると認めた時は、理事会の決議を経て支部を設置することができる。支部に関する規則は別に定める。

(地域ブロック会議)

第52条 本協会は地域における事業推進を図るために地域ブロック会議をおく。

2 地域ブロック会議は、地域ブロックごとに各都道府県の代表者により構成する。

3 各都道府県代表は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

4 地域ブロック会議は、地域内の都道府県糖尿病協会との連携を図る。

5 地域ブロック会議は、役員等の候補者の推薦を行う。

6 地域ブロック会議に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

- 第53条 本協会の事業は原則として事業を実施するための委員会を設立して行う。また、事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、臨時の委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 年次集会

(開催)

- 第54条 年次集会を、毎年1回開催することができる。
- 2 年次集会の開催地の決定は、理事会の決議による。

(実行委員会)

- 第55条 年次集会の運営を行うため、開催ごとに実行委員会を設置する。
- 2 実行委員会に委員長をおく。委員長は理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
 - 3 委員は委員長が任命する。

第8章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

- 第56条 本協会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て別に定める財産管理規則および財産運用規則によるものとする。

(事業計画および収支予算)

- 第57条 本協会の事業計画、収支予算、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認に基づき、予算成立の日まで前事業年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。
 - 3 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入及び支出は、新たに成立した収支予算の収入及び支出とみなす。
 - 4 理事長は第1項に規定する事業計画書及び収支予算書を毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告および決算)

- 第58条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が以下の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において、承認を得るものとする。
- (1) 事業報告及びその附属明細書

- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
 - (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書
 - (4) 財産目録
- 2 理事長は毎事業年度の経過後3ヶ月以内に前項の書類を行政庁に提出しなければならない。
 - 3 本協会は法務省令で定めるところにより、定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

（長期借入金並びに重要な財産の処分または譲受け）

- 第59条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の多数による決議を経なければならない。
- 2 本協会が重要な財産の処分または譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続を経なければならない。

（会計の原則）

- 第60条 本協会の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。
- 2 本協会の会計処理に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める会計処理規則によるものとする。

第9章 基金

（基金の拠出）

- 第61条 本協会は、会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の取扱い）

- 第62条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規則によるものとする。

（基金の拠出者の権利）

- 第63条 拠出された基金は第68条による解散のときまで返還しないものとする。
- 2 前項の規定に関わらず本協会は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還できるものとする。
 - 3 本協会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

（基金の返還の手続）

- 第64条 基金の返還は、定時総会の決議により法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲において行うものとする。
- 2 前条第2項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

（代替基金の積立）

第65条 基金の返還を行なうため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行なわないものとする。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第66条 この定款は、第69条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。

2 前項の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第67条 本協会は、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第68条 本協会は、法人法第148条第1項第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第69条 本協会は、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、同法第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

2 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、理事会の決議を経て前項に規定する公益法人等に寄附するものとする。

(残余財産の帰属)

第70条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法40条1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第71条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第72条 本協会の主たる事務所には常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
 - (2) 代議員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会および総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類の閲覧については、法令に定めによるほか、理事会の決議を経て定める情報公開規制によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第73条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則による。

(個人情報の保護)

第74条 本協会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規則による。

(公告方法)

第75条 本協会の公告は、電子公告方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する。

第13章 補則

(委任)

第76条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第14章 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 公益社団法人の設立登記時の理事長は、清野 裕とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

2014年5月24日改訂

2022年5月29日改訂

2023年5月28日改訂